

法務委員会 議 録 第十四号

平成十三年六月一日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君

理事 奥谷 通君

理事 田村 憲久君

理事 佐々木秀典君

理事 漆原 良夫君

理事 荒井 広幸君

理事 熊代 昭彦君

理事 笹川 堯君

理事 棚橋 泰文君

理事 林省之介君

理事 吉野 正芳君

理事 枝野 幸男君

理事 平岡 秀夫君

理事 山内 功君

理事 上田 勇君

理事 木島日出夫君

理事 植田 至紀君

理事 塩崎 恭久君

理事 長勢 甚遠君

理事 野田 佳彦君

理事 西村 眞悟君

理事 太田 誠一君

理事 左藤 章君

理事 鈴木 恒夫君

理事 谷川 和穂君

理事 山本 明彦君

理事 渡辺 喜美君

理事 日野 市朗君

理事 水島 広子君

理事 山花 郁夫君

理事 藤井 裕久君

理事 瀬古由起子君

理事 徳田 虎雄君

議員 山本 幸三君

議員 漆原 良夫君

議員 井上 喜一君

議員 森山 眞弓君

議員 横内 正明君

法務大臣 横内 正明君

法務副大臣 横内 正明君

最高裁判所事務総局民事局長 千葉 勝美君

兼最高裁判所事務総局行政局長 千葉 勝美君

政府参考人 岡田 薫君

(警察庁刑事局暴力団対策部長)

政府参考人 岡田 薫君

(法務省大臣官房司法法制部長)

政府参考人 房村 精一君

政府参考人
(国税庁課税部長)
法務委員会専門員

村上 喜堂君

井上 隆久君

委員の異動

六月一日

辞任

松宮 勲君

不破 哲三君

同日

辞任

林省之介君

瀬古由起子君

補欠選任

林省之介君

瀬古由起子君

補欠選任

松宮 勲君

不破 哲三君

六月一日

悪質な交通事故に適用される業務上過失致死傷罪の法定刑の見直しに関する請願(阿部知子君紹介)(第三三〇三号)

治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する請願(古川元久君紹介)(第三二二七号)

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(漆原良夫君紹介)(第三二一八号)

同(野田佳彦君紹介)(第三二二九号)

同(山花郁夫君紹介)(第三二七三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山本幸三君外三名提出、衆法第二二一号)

○保利委員長 これより会議を開きます。

山本幸三君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁刑事局暴力団対策部長岡田薫君、法務省大臣官房司法法制部長房村精一君及び国税庁課税部長村上喜堂君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所下葉民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○保利委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山内功君。

○山内(功)委員 民主党の山内功でございます。

サビサー制度は、サビサー法によって導入された我が国初めての業態でございますので、まずは国民の理解が十分に行われること、このことが大事だと考えております。

まず最初に、法律が実施されて二年四カ月が経過いたしました。法の運用に当たった法務省として、当初の立法目的であります不良債権の早急な処理が十分に目的を遂げたかどうか、あるいは暴力団支配の排除はできているのか。後者

については警察庁にもお伺いをしたいと思っております。

○森山國務大臣 サビサーの業務の実績について申し上げますと、昨年末に法務省が当時の許可会社四十二社を対象に調査した結果によりますと、取扱債権額は約十九兆円、うち八〇％に当たる約十五兆円が金融機関の貸付債権であります。回収額は約八千億円で及んでいないとのことでございます。

この数字がサビサー法施行後二年未満のものであることを勘案しますと、サビサーは全体として非常に活発な業務を展開していると言えるのではないかと考えられます。

また、現在までのところ、暴力団勢力がサビサー業界に参入するために営業許可を取得しようとした事例はなく、サビサーが許可後に暴力団員を業務に従事させた例も認められませんでした。サビサー業界における暴力団排除の趣旨は貫徹されているものと承知しております。

サビサーが債権者の生活の平穏やその権利を害するような違法な債権回収を行った事例もないというふうに承知しております。

○岡田政府参考人 サビサー業と暴力団の関係あるいは債権回収と暴力団との関係についてのお尋ねかと存じます。

平成十一年二月に本法が施行されて以降現在までに、債権管理回収業の許可申請に際しまして五十件余りの意見を求められているところでございますけれども、暴力団員が事業活動を支配している株式会社であるといった意見を述べたものはございません。

しかしながら、暴力団につきましては、御案内のとおり、債権取り立てを有力な資金源の一つとしております。警察では、従前から債権の取り立てに絡む恐喝あるいは暴力行為等処罰二関スル法

律違反事件を多数検挙しております。また、近年、暴力団等による威力を示しての競売妨害等と、あるいは賃借権の制度を悪用した競売妨害などの債権回収妨害事案が年々増加をいたしております。平成十二年中は九十八件の検挙といったこともございました。また、債権取り立てに関連して、暴力団対策法に基づいての中止命令ですとか再発防止命令が出されたものも二百件ほどございます。

これらはいずれも直接サービサーとの関連ということではございませんけれども、そういった債権回収には暴力団の関与ということがいろいろございまして、私どももいたしましては、暴力団の活動実態を踏まえて適切に対応してまいりたいと思っております。

また、債権管理回収業の許可申請には至りませんでしたけれども、元暴力団員が、債権管理回収業に参入すると称しまして、必要な資金の融資を受けるために、信用保証協会の人に暴行、脅迫を行ったという事例もございまして、そういった事件の検挙なども報告をされているところでございます。

○山内(功)委員 国民は、そもそも銀行が回収できなかつた債権をどうやって回収するの、かなり厳しい取り立てをするんじゃないのというよう不安を覚えております。こういうような疑問に提案者としてはどうお答えになるのでしょうか。

○山本(幸)議員 そのところが、私どもがこのサービサー法をせひつくりたいということに立ち至った経緯の一つでもございます。

まさに金融機関は自分で貸して回収するというのが業務でありますけれども、不良債権化してしましますと、これはなかなか、金融機関が大変な労力もかかる。しかも、回収ということの専門として金融機関自体があるわけはありません。そういうこともありまして、不良債権化したような場合には、むしろ回収というものを専門的にやる、そういうノウハウを蓄積したような業務というものがあつてしかるべきではないか。これがな

いと、逆にその金融機関の周辺で陰の勢力が暗躍するということが実態としてありました。

したがって、私どもは、そういう陰の勢力をぜひ排除して、そして、きちんとした監督のもとで、しかも、債務者に不当な不利益が与えられないような形で回収ということをやっていく。その回収ということがなければ経済の再生というものはなかなか図れないということでございまして、金融機関自体は本来の業務でありますから当然それに努めるべきだと思っておりますけれども、どうしてもそれ自体を専門としているものじゃありませんので、金融機関、そしてその周辺の与信業務については、この回収管理を専門にするような業者をきちっと管理監督するもどつた方が、むしろやみの勢力を排除し、しかも債務者にも利するといふ形で考えてきたわけでございまして、これをぜひ育てていきたい。そして、そのかわり、変なことをやれば厳正に許可取り消しかさういう処分を行っていくということで、この金融不良債権処理というものの適正な解決を図っていきたいというふうに思っているわけでございます。

○山内(功)委員 回収担当者の法務知識も要求されると思うんです。レベルアップさせるための施策とか法律研修制度については何か考えておられることがあるんでしょうか。

○山本(幸)議員 まず、このサービサーには、取締役に弁護士を必ず一名入れなければならないことになっております。したがって、厳密な法律問題については、その弁護士である取締役が責任を持ってやるということでございます。

ただ、日常業務をやっております場合に、おっしゃいましたように、当然的な知識というものがなくと困りますし、実際に、私どもこの改正案をつくらうときにサービサーのほとんど全社の方々から話を伺いましたけれども、それぞれその弁護士さんを中心に、トラブルが起らないように研修を、画一的な形できちっと決めたものはありませんけれども、各社で相当努力をやっているという実態の話を聞いております。

私どもとしては、それが進められて、そして、サービサーを実際にやってもらえる方の話を聞くと、これは法律で許可制度のもとでやっているのと、決して変なことが起こらないように細心の注意を払ってやっているんだということでありまして、ぜひそれぞれの努力を重ねていただきたいなというふうに思っております。

○山内(功)委員 現行法には、施行後五年をめどに見直すという規定があるのですが、どうして二年ほどで改正案を提出されるのか、その意図を伺いたしたいと思います。

○漆原議員 おっしゃるとおり、五年以内というふうに規定があるんですが、この五年以内というのは、五年を経ない段階でのサービサー法の改正を禁ずるという趣旨ではなくて、むしろ、五年を経過していかなくても、制度の定着状況を見定めながら、必要があれば早期に改正することも求めていると考えております。

現在、サービサー法施行後約二年四カ月が経過したところでありますけれども、その間、許可の会社も四十八社に増加し、各社とも、債権回収過程の適正を確保しながら不良債権の実質的処理だとかあるいは債権の流動化を促進するという立法目的にかつた展開をしております。ある意味ではサービサーは我が国の経済社会における必要不可欠なインフラとして定着したというふうに考えております。

また、法施行後の経済社会情勢の変化に対応してサービサーの活動領域をさらに拡大することが求められておりまして、そのためには、取扱債権の範囲などについての現行の法規制の見直しをし、早急にこれを改める必要がある、こういうことが今回の改正をした理由でございます。

○山内(功)委員 取扱債権の拡大の中で市町村債権が予定されております。市町村は交付税と地方税を原資として貸し付けをしております。同和対策事業資金などがその典型的な例だと思っておりますけれども、銀行の不良債権処理という当初の目的とは離れていっているように思いますが、この

点、提案者はどう考えていますか。

○漆原議員 サerviサーの立法目的は、金融機関等の不良債権処理及び債権の流動化を促進することによって、我が国における金融機能を再生強化して国民経済の健全な発展に資することとでございます。いわゆる銀行等の金融機関以外でも与信機能を持っている主体が我が国にたくさんあるわけでありまして、我が国における金融機能の強化再生を図るためには、これら重要な与信機能を果たしております金融機関以外の主体の不良債権処理も促進する必要があると考えております。

今回の法改正においては、市町村の債権については特に取扱債権には含めておらないわけでございましてけれども、私は、これらの債権も重要な与信機能を果たしておるといふふうに考えておりますし、また、それらをサービサーに扱わせるニーズも高い、こう考えておりますので、立法趣旨に沿うものであると考えておりますので、政令の方で取扱債権に含めるべきだといふふうに考えております。

○山内(功)委員 日本育英会の奨学金も、不良債権の早急な処理とは関係のない債権で、大変違和感を覚えております。提案者あるいは法務省、それぞれ別の考えをお伺いしたいと思います。

○漆原議員 日本育英会の債権についても、今、市町村で申し上げた説明と同じように、これも今改正では取扱債権の方には入れておりませんけれども、政令でもって対象にしたい、こう考えております。

○山本(幸)議員 ちょっとただいまの答弁を補足させていただきます。このサービサーの目的でありますけれども、私ども、社会経済の中で与信という機能に注目して、そしてその与信というものが潤滑に行われるということが社会経済の活力を生む大きな原動力になっているというふうに考えております。そして、その与信機能が滞らないようにするため、あるいはそれが少し問題があつたときにそれを早く

その中で日本育英会のことを取り上げられてお
りまして、彼は、日本育英会の債権が五百何十億
円滞っておるという新聞記事を見て、これは大変
だろうと思って、日本育英会に電話したそうです
ね。ところが日本育英会は、あなたに頼みする
ことはありませんと言って、とても考えられない
ことだという話を書いてあります。どこの国で
も、そういう奨学金というのが滞ったときには民
間のサビサビに全部やらせているよと。やはり
教育の基本は、約束を守る、借りた金は返さな
ければいかぬということも重要なことだと思いま
す。しかし生活が本当に大変であれば、それだけ

○房村政府参考人　ただいま提案者からお話がありましたように、育英資金等についても、我が国において重要な与信機能を果たしているというところで、サービサー法の立法目的からしますと、そういうものについて政令でサービサーの取扱債権に含めるということは法務省として検討したいと思っておりますが、その場合に、取り立ての方法についてどのような規制を考えるかということとは、これからの検討課題であらうかと思っております。

サー・ヒサが取り扱えるようになった場合に、それを利用するかどうかということは育英会の側の主體的な判断に係ることでありますので、私どもとしては、選択の幅が広がって、その中で適切に日本育英会が判断をしていただけだと思います。

裁判所が許可をするに当たりましては、これは
事案に応じて判断をするということでございます

けれども、やはりその債権譲渡の価格が適正妥当なものであるかという点などが重要になってまいります。いずれにしても、この譲渡が破産手続にとつて利益になるものかどうかという点のチェックをしていくことでございます。

サービサーへの債権譲渡が行われる場合には、これは、管財人がみずから個別に債権を回収する場合のコストとか時間とか回収の可能性、そういったものを比べて、どれだけメリットがあるかどうか、その価格がどういう形で出てきて、それが適正なものであるかどうか、いろいろな資料をもとに、事実ごとに適正に判断をするということになるわけでございます。

○山内(功)委員 管財人が持っている破産債権が例えば全国にまたがっていると、極めて少額の債権がたくさんあるというような場合に、サービサーに譲渡をする場合もあるでしょうけれども、例えば受託をするという場合があると思います。成功報酬から受託の手数料とか取り立て料を差し引いてまた管財人に戻すということもあると思うのですけれども、破産法では債権譲渡の場合の許可とか書いてありませんが、受託の場合については法律の制が必要じゃないのでしょうか。

○千葉最高裁判所長官代理者 破産法によりましては、財産の処分につきまして裁判所の許可を要するというのが前提でございますが、債権の回収について、どういう方法が破産財団の形成などに一番いいのかというのは、これは事実上この判断であらうというふうに考えております。今の委員御提案の方法もありましようし、その辺は事案に応じて管財人が、あるいは裁判所と相談しながら一番適切な方法を考えていく、そういう形で裁判所が許可権を行使するというふうになるかと思っております。

○山内(功)委員 最初大臣がおっしゃいました、暴力団関係者が二十億の休眠会社を購入して、素人の人を代表者に据えて、弁護士も味方につけて開業の許可を受けようとした。こういう場合に申請を出した場合に、法務省としては許可をされた

のでしょうか。仮定の話で恐縮ですが、暴力団がサービサーに進出することを防ぐためにさまざまな手当てを講じております。

最低資本金を五億円以上として、容易に設立ができないようにしているということも一つでございますが、対策としてはそれだけではございませんで、警察庁の協力を得まして、許可をするに当たっては警察庁長官の意見を聞く、警察庁の方では立入検査権も有しております、問題となっており申請会社について、暴力団関係者が含まれていないか、あるいは暴力団員がその事業活動を支配していないか、そういうようなことを調査した上、法務大臣に回答をするということになっております。

また、取締役として弁護士の方に入っていたかどうかということになっておりますので、日本弁護士連合会の協力を得まして、日本弁護士連合会において、問題となっております取締役の方について、サービサーの取締役としてふさわしい方かどうか、今委員御指摘のような、まさに暴力団に操られて名前だけを貸すというようなことであるかどうかというような点を十分調査していただいた上で意見をいただくことになっております。

したがいまして、そのような仕組みが適正に機能すれば、今おっしゃったような場合は、当然それなりの回答をいただいて、法務大臣としても許可をしないということになるのではないかと考えております。

○山内(功)委員 大学の暴力団も結構います。また、暴力団のフロント企業は実に巧妙です。取扱債権が拡大すれば、それだけサービサーもふえてくる。その中には多少いかにげん業者も出てくるのじゃないかと私は危惧をしております。そのような事態を招かないように、法務省あるいは警察庁として、もう少し厳しい姿勢を見せていただきたい私は思うのです。

先ほど、弁護士が最低一人取締役に入るのだからいいじゃないかというような議論もあったので

すけれども、それでは、弁護士を常務させるという趣旨はどんな概念なんですか。

○房村政府参考人 サerviサー法では、常務する取締役を弁護士として定めなければならないとしておりますが、その趣旨は、必ず常時その会社に勤務していなければならないというところまでは要求していませんが、やはりその会社の規模あるいは取扱債権の処理の仕方、そういうものを勘案いたしまして、弁護士の方が、サービサー法の趣旨ののっとって適正な管理回収が行われているかどうか十分に目が届くような勤務形態と申ししますか、そういう企業への関与の仕方を想定しております。

○山内(功)委員 聞いていても全然あいまいな概念だと思ふですね。今回、貸金業者やノンバンクの持つ債権もサービサーが扱えるようになりまして、例えば、担保物件に暴力団が占有を占めているというような場合もあるでしょう。つまり、取扱債権の種類がふえればふえるほど暴力団との接点もふえてくる、そういう意識は持っております。

弁護士の出動が余りなければ、自分が頼まれて取締役になった会社が本当はペーパー会社であってバックに怖い人がいるのじゃないかと、あるいは、自分が出動しない間にこのサービサー会社が素行不良者を使って取り立て行為をさせるのじゃないかと、そういうことを考えると、やはり勤務条件とか注意義務の範囲とかあるいは研修、そういうことについて、弁護士についてももう少し施策を考えていただきたいと思うのです。が、提案者、法務省の御意見を伺いたいと思っております。

○山本(幸)議員 先生御指摘のところは、一番重要なところだと私も考えております。サービサーをつくった趣旨は、まさに債権管理回収業から暴力団等陰の勢力をむしろ排除して、債務者にも利便が図られる、そしてきちっと監督された中で、おかしな取り立てじゃなくて、お互いに最大限の条件を考えた上でやっていくこと。

その適正なやり方を定着させるためにサービサーを考えているわけであります。私は、そういう意味では、法務省にも警察庁にも、とにかく暴力団が絡んだようなことがちょっとでも起こった、直ちに行政処分、すぐ取り消しということをやってくれと強く要請しております。

また、弁護士を入れるという議論をいたしましたときに、日弁連の方々とかなり詰めました。その中で、日弁連にも、おかしな弁護士が入ることがないようにということでぜひその辺をお願いしたい、そういう意味で日弁連の意見を聞くということにもなっておりますし、あるいは単位弁護士会の推薦を受ける趣旨は、弁護士の中でも変な関係を持つような人は決してそれに入れないことを徹底しようということで考えたわけでありまして、おっしゃったように、そういう弁護士の方に本当にしっかりとやっていただかなきゃなりませんし、研修もちゃんとやっていただかなきゃありません。また、これは範囲を広げるわけでありまして、数としてもふえていくと思います。しかし、その際には暴力団に一切関係させないよう厳重な監督と注意を払っていくということは、私どもは、法務省、警察庁に強く要求していきたいと思っております。

○房村政府参考人 先ほど申し上げましたように、サービサー法が取締役弁護士を要求している趣旨は、サービサーの内部から監督をすることによってサービサーによる業務の適正を確保するというところにございまして、非常に重要な責務を負っているものと思っております。そういう意味で、現在、その取締役になられた弁護士の方々はそれぞれのサービサーの業態に応じて適切にやっていただいたいと思っておりますが、法務省としても、サービサーについては定期的に立入検査等を実施するというところとしておりますので、その立入検査に際しましては、各サービサーの業務体制、取締役弁護士の十分な監督ができていくかどうか、こういうようなことも含めて十分監督をしてまいりたいと考えております。

○山内(功)委員 今回の改正で、利息制限法を超える利息を取っていた債権も取り扱えることになりました。過払い利息を元本に充当する、そして元金を減らして債務の整理をしていく、そういう作業を行うに際して、例えば帳簿の保存期間が三年であるということを言いかけて、当初からの取引状況を明らかにしない業者がたくさんいます。消費者保護の理念からいいますと、弁済資料のすべてがサービサー会社に渡るように手当てを講じるべきだと思ふのですが、その点については、提案者、法務省はどう考えていますか。

○山本(幸)議員 御指摘のとおり、今回、ノンバンクの債権を全部扱うようにしたわけであります。これは、金融機関とノンバンクの実態を見ておきますと、サービサーの方から聞きますと、不良債権処理でバルクセルというのが日常的に行われているわけですが、その際、区別して、これはいいけれどもこれはだめだということにはとてもいかなないというので、しかも、ノンバンクの機能というのも非常に大きくなっているの、これはいい、これはだめということがなかなか難しいということ、一応すべて取り扱えるようにしたわけであります。

そうしますと、おっしゃったように、利息制限法を超えるものが多いわけでありまして、そこをどうするかという問題が起こってまいります。私も、これは厳密に利息制限法以内を引き直してしかだめですよというようにしたいと思っております。そこで、譲り受けた場合に、貸金業法の規定で、その発生、消滅の経緯とか弁済履歴等の情報をすべて示して、それを残していかなきゃいけないわけでありまして、これはぜひ担保したいなと思っております。

この点は日弁連との間でもかなり大きなテーマになりました。私もとしては、貸金業法ではそういうふうにならなっているのですが、このサービサー法の体系の中でもそれはぜひ担保したいと思っております。ぜひ省令でその手続として再確認するという意味で書きたい、省令として

またガイドラインではっきりとさせたいというふうに思っております。

○山内(功)委員 今後生ずる論点としても、例えばサービサーが取得した個人情報についてどう管理するのかとか、あるいは、守秘義務が課せられた弁護士や司法書士に認められている住民票をサービサーがとれるのか、そういうような問題も生じてくるんだらうと思っております。

最後に、二年ほど前に商工ローン事件で、金が払えなければ目の玉を売れ、腎臓を売ってでも金をつくって払え、そういうような事件がございました。こういう二年前の事件について、提案者はどう思っておりますか。

○山本(幸)議員 まさにゆゆしき事件だったというふうに思っております。

したがって、そういうことが絶対に行われないうようにしていかなければいけない。そのために、このサービサー法で、許可を受ける会社は一切そういう威迫あるいは脅迫というようなことはしてはならないという規定も置いておりますし、そういうことをなくしていくという趣旨で徹底してまいります。そのことをまた監督する法務省にもあるいは警察庁にもぜひお願いして、そういう事態が今後は起こらないというようにして、サービサーというものが社会的に認知されるというようにぜひやっていきたいと思っております。

○山内(功)委員 本改正で気になる点をいろいろお伺いしましたけれども、総じて皆さん楽観的な回答が多く、少し心配になっております。健全なサービサー制度を実現するために不断の努力が必要だということを申し添えまして、質問を終わらせていただきます。

○保利委員長 次は、日野市朗君。

○日野委員 おはようございます。

何か大臣は五十分にはこの場を離れるということとでございますので、まず大臣にお伺いしたいと思ふんです。

今、日米の話が出ましたね。目ん玉売って金つ

くれ、腎臓売って金つくれ。まあこれは非常に極端な例だと思ふんですが、これはたまたま明らかになっただけで、もういっぱいあるんですね。

例えばシェイクスピアのベニスの商人のクライマックスがありますね。あの金貸しのシャイロックが肉・ポンドを担保にして金返せと。ところが、ポーンシャが、はい、とりなさいと。そうしたら、シャイロックが喜んで、ああダニエル様の再来だと言ってナイフを抜いて刺そうとしたら、肉はポンドととってもいい、血は一滴も相ならぬぞ、こうなるわけですね。まあ肉・ポンドとるといふのは別として、ああいうシーンというのはやはり今まで随分あったんだと思ふんです。

今の日本でもありますよ。私なんかはもうしょっちゅう相談でいろいろ、目ん玉、腎臓まではいかにないにしろ、ひどい脅迫行為、こういうのはあるわけですね。ですから、このサービサー法、大体サービサーという、サービスという言葉を使うのが気に入らないんですが、まあ便宜上言いますよ、サービサー法というのは荒っぽいなど僕は思っています。

それで、そういう違法行為がないようにするためには、注意します注意しますとさきから法務省は言っていますが、表面化してくるのはほんの一部なんだということをきちんと認識する必要があります。その監督を厳重にしていこうということは何よりも必要なことだというふうに私は思っていますので、その覚悟のほどをひとつ、厳重に監督をやっていただきたいと思ふんです。

そもそも、大体、弁護士は少ないわ、裁判官は少ないわ、警察官も検察官も少ないわ、そういうところどころでこんなのが出てくる可能性もあったわけですが、今でもその状態というのは根本的に変わっていないわけですから、それは民事でございましてというように言っていて逃げろんだね、警察官や検察官に行くと。それは民事だから適当にやりなさいみたいなことを言うんですが、そんなことはあっちゃいかぬよと。そこは厳重に監督をするということ。

それからもう一つ、司法制度改革によって弁護士がふえてきますね。そうしたら、もっと弁護士上の果たすべき役割というものをきちんと位置づけていく、そういう見直しが必要になってくると思う。そういうことについて、大臣、いかがお考えでしょう。

○森山國務大臣 前の御質問に対して提案者また法務省の当局からる御説明いたしましたとおり、サービサーによる債権の回収については、厳重な監督を行いまして、いろいろ厳しい条件をつけてそれを監督するというやり方でやっております。

先生御指摘のように、司法関係者の数がまだまだ少ない。ふやすようにできる範囲で努力いたしておりますけれども、まだ十分ではございません。それらのことも含めまして、司法制度改革審議会でご議論いただいて、間もなく結論が出るわけでございますが、そのような新しい事態にこたえられるように、司法制度改革全体として取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○日野委員 今の御答弁、十分私は納得したとは言えませんが、時間の関係もありますから、どうぞ大臣、御退席いただいて結構でございます。

では、今度は提案者に聞きます。

さきから陰の勢力、陰の勢力ということをおっしゃっておられます。陰の勢力を押し込めるためにこの法律もあるんだというお話をしておりますが、私に言わせてもらえば、逆に陰の勢力を公認するような制度になっちゃっているんじゃないか。まだ制度が発足して二年、三年たっていないわけ、ですから私は詳しい内容をつまびらかに知っているわけはありますが、そういう関係になってやしないかなという心配を一般的に持ちます。

大体、弁護士さんが取締役になっていったって、取締役室にいて、実際取り立てをやって歩く人たちというのは別の人たちがやっています。それにちゃんと口が行き届いているかといえ、私は行

き届いていないと思います。それに、こういう取り立てをする場合のノウハウというのはそんなにあるわけではない。おいおいまた聞いていきますが、ですから、私は、かなりのいろいろなことが行われているんだろうなと思います。

今のところは対象になる債権や何かに限られていますが、そうひどい事例は表面化していないかもしれないけれども、今度は、山内さんは品がいいからノンバンクなんて言ったけれども、金貸しですよ、高利貸し。その連中の債権がこの特定金銭債権の中に入ってくるんですから、さてあの連中が何を始めるかなと思うと、私は非常に心配なんです。

大体、私はあなたの方のように与信機能がどうのこうのなんということを考えない。私は弁護士をやっている、今まで、銀行といえどもその取り立てに手を貸したことはない。常にその逆の立場の人たちの弁護をやってきたのです。それは私の誇りでもある。そういう立場から物を申せば、これはそういう陰の勢力を公認することになるんじゃないか、そういう心配をするんですよ。

それから、与信機能が健全に働くかどうか。こういうものは、商道德、商売人たちのモラルの中でちゃんと本当は今まで機能してきた。それは、いろいろ問題があつて、裁判所や何かもちやんと動き出す、そういうシステムの中に包摂されてきた。ところが、弁護士も足らぬというようになこともあつて、やみの勢力がはびこるという基盤もありました。

このことは、例えば土地の問題についていえば地上げ屋があり、債権の問題については取り立て屋があり、暴力団が介在し、そういうことがいろいろあつたことは私もわかるけれども、このサビサーというものは、外国人が本を書いて与信がどうのこうのなんと言っているけれども、日本は日本なりのちゃんとしたやり方が機能してきたのです。それをばつと捨てて、取り立て屋、これをサビサーなどという名前をつけて公認するということは、私は決して賛成できない。

こういう意見に対してどう思います。

○漆原議員 本当に、先輩の長い間の弁護士経験を通してお聞かせいただいて、そのとおりだと思うのですね。この法律で一番大事なところは、まさに今先生おっしゃった、やみの勢力が入ってくる、それをどういふふうには排除していくかというところが一番重要な視点だろうと思います。

ただ、先生おっしゃったように、弁護士が少ない。それで、こういう事件の処理を依頼しても、裁判なんかしてもほとんど裁判上では何も取れない、判決をもらってもお金が取れない、また、事件も小さくて弁護士が扱わない、こんなふうな実情が日本にあるものですから、ある意味ではそれが、先生おっしゃるようには、やみの勢力の方にみんな流れていって、見えない取り立て業者が横行して、目の玉を売れとかという話につながっていくんだらうと思います。

そういう意味では、今回、そういうやみの勢力が来ることを排除しながら、オープンな業者として認知することによって、そしていろいろな法的規制を加えて、なるべくやみの勢力が入ることを防ぐような法規制を加えて、むしろやみから光の当たるように業者をとらえる、そういうふうには法律制度を育てていくことの方が、むしろ全体としてはやみの勢力を排して健全な債権取り立てが日本に実現することではないのかなというふうに思いますが先生のお話を聞いておりました。

肝心なところは、やはりどうやってそのやみの勢力を排除するのだと思います。御存じのように、この法律でいろいろな条文が用意されていて、暴力団が来ることを排除して、また、設立のときから設立後においてもいろいろな規定が用意されておりますので、その趣旨をしっかりと育てていくことがむしろ大事だというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○日野委員 大体このサビサー、こんなものをつくらうという動機づけというのは、銀行や何か、不良債権をいっばい抱えて困っているところを何とかする、そういうところから始まっている

わけだ。結局、今の柳澤大臣なんか言っているオフバランス、そっちの方向に何とか持っていきたいところから始まっている。

銀行や何かの場合は、私も、銀行の持っている機能、それに伴うシステムリスクなんというのはありますから、そこいらまではまあまあ我慢もするかという感じがもしないことはないけれども、五年以内の見直しというところで、まだ三年もたたないうちにばあつと、見直しでございませう、こう言ってくるわけですね。私はここらも非常に気に入らないところなんです。しかも、今度の改正というのは非常に大きな内容を含んでいるのです。

今度は何でそんな改正に踏み込んでいったかというところ、結局、緊急経済対策でございませう、こういうことなんです。緊急経済対策の中に確かにあるんですよ。私も、何でもかんでもが入ったのかと思つて見たら、ちゃんと書いてあるのです。これは恐らく柳澤さんあたりが言っている不良債権のオフバランス化。不良債権をオフバランスするというのは、単に銀行のみならず、どういふ企業でもオフバランスすればこれは結構なこととでございませうから、それはオフバランス化したというところなんです。

そういうところまでは、まあまあ現状やむを得ないのかなと思つたけれども、そのどきどき紛れにいろいろなものを詰め込んできた。しかも、政令でもっとそれをふやそうなんというのでしょ。日本育英会なんて、私も、日本育英会のお世話になつて勉強させていただいた身にとつてみれば、日本育英会の金をためるなんというのは、実は私も二、三回ためまして、いや、これは悪意でためたんじゃないかと、忘れて払わなかったのですよ。そうしたら督促が来た。ちゃんとすぐ払いましたよ。やはり、二、三回のみならず、ちゃんとした請求をすれば、何も日本育英会あたりまで政令でその債権を特定金銭債権だなんてしなくたって――そこの努力をしないので、こんな法律の改正案の中に、これはいいと言わんばかりに、

金貸しだのと同列に、育英会というのはちょっと私め気ががめまされけれども、育英会だの地方自治体だの、そういうものを入れているというのは私は気に入らないんだ。全然気に入らん。

それで、伺います。

緊急対策だ、こういうことですが、じゃ、金貸し、高利貸し、あの人たちの債権を特定金銭債権とするのは何の緊急性がある。

○山本(幸)議員 先生御指摘の、気に入らないというところのようでありませうけれども、もともとサビサー法をつくるに際していろいろ議論をやりました。私どもとしては、当初からできるだけ対象を広くということでありましたけれども、そのときの議論で、先生御存じでありますけれども、とにかくスタートすることが大事だということとで、相当程度制限されたわけでありませう。その経緯がございませう。

その経緯もありました上に、結局、それ以降も地価とか株価の下落は続いておられますし、大型の倒産もふえています。その結果、金融機関の不良債権は決して減ってきていない。そして、今お話がありまして、不良債権のオフバランス化ということがぜひ重要になってきた。それが早く行われないと日本経済の早急な立ち直りはできない。その処理をやる上で、まさに受け皿として有力なものがこのサビサーであります。

やっておりますと、実態として、私どもが聞いてなるほどなと思つておるのは、金融機関が直接貸しているものもありますけれども、ノンバンクを通じて貸しているものもあります。あるいは独立系のノンバンクの貸し付けもあります。企業から見れば、金融機関、銀行だけじゃなくて、ノンバンクからも当然借りている場合があるわけでありませう。

その際に、不良債権処理をやるうというときに、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、実態的に一番多いのは、バルクセールという形でオフバランスをやる。そうすると、銀行のやつだけじゃなくてノンバンクのやつも一緒にバルク

セルでやることが行われるわけでありまして、そのときに限定されておきますとその受け皿が見つからないというようなことがあります。ぜひそれはサービサーにノンバンクのやつもすべて取り扱えるようにしないとオフバランス化というのができない、そうしないと日本経済の早急な立ち直りは難しいんじゃないかということを私どもは考えたわけでありまして。

あるいはまた、流動化とか証券化の要請が非常に大きくなっておりまして、そしてまた大型倒産もふえてきて、この処理も急いでやる方がまさに日本の経済を緊急に立ち直らせるためにはぜひとも必要だ、そういう観点で、ノンバンクについてすべて取り扱えるようにしようということにした次第でございます。

○日野委員 今のお話、表面的には非常によくできた答案であります。しかし、実態を見てみれば、あなたのおっしゃるとおりにはいかないんですよね。そこところの議論は、これは財金あたりでやる議論になりますから。

しかし、今ここに掲げてある新しく入ってきた貸金業、これは、貸金業法で規制され、届け出たばかりにいっぱいあるやつ、いろいろな形態のやつがある。ですから、もっと絞る、今あなたがおっしゃったように、絞り込もうとすればそれはもっと絞り込みはあったらうというふうに私は思う。それで、実はこれ全部一つずつ聞こうかと思っただけども、もう時間がそんなにかかるといふことありますから、ここところは非常に気に入らぬのだということをお話しして、次に移りたいと思います。

何度も言いますが、サービサーなんという言葉を使うのは嫌なんです。ただ、債権管理回収業というよりはサービサーの方が言いやすいからそういう言葉を使いますが、サービサーの実態について、これは法務省でどのように把握しておられるか、伺いましょう。

特定金銭債権、それを取り立てるためには、回収するためには、これはいろいろなことがあるわけ

です。ノウハウはいろいろありまして、さあ、その債権を返してくださいと言って手を出したって、だれもそれになんか乗っけやしませんから、では、裁判をやりましょう。裁判で勝ったにたつて、今度は、その判決を持って執行に行ったら何にもない、だれかの名義になっている。差し押さえたの札を張ってくれば第三者異議が飛んでくるというような、いろいろなこれは難しい手段がある。

結局話し合いをしながらということになるんですが、話し合いだって、でかい声でやる話し合いもあれば、静かな話し合いもある、机をたたき話し合いだってあるでしょう。そういう回収のための行為、その周辺に行われるいろいろなこと。例えば電話を何回もかける、朝昼晩、夜なんか三回も四回もかける、これは全然違法でも何でもないでしょう。そういうのをきちんと取り締まることはできるんですか。これを押さえることができるんですか。

○房村政府参考人 サービサー法の十七条で、「業務に関する規制」として「業務を行うに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない」という規制を加えております。もちろん、電話で債権の請求をするということ自体、一般的に言えば適法な行為とは思いますが、おっしゃるような一日に何度も多数回電話をして請求する、あるいは深夜に電話をするというような請求の態様によっては当然、私生活の平穩を害するということに該当する場合もございますし、また、規則では、債務者との交渉経過についての記録を保存するようという規則もございますので、そのような点で、おっしゃるような問題のある請求行為をすれば、この債権管理回収法に違反するということも当然起こり得る話になります。

○日野委員 現実にはそれが起きたらどこに言ってもいいの。例えば電話がばんばん来る、それはどこに言ってやったらいいんですか。

○房村政府参考人 私ども法務省でこのサービ

サー法を所管しております、現実には苦情の音が法務省に寄せられることもございます。そのような場合には、直ちに係官を派遣しまして、その当事者から事情を伺い、また、指摘を受けた債権回収会社に行きまして、その間の事情を調査し、例えば電話のやりとりの記録を見るというようなことで事実関係を把握しております。

幸い、現在までのところ、威迫あるいは私生活の平穩を害するというような態様の請求がなされたことは確認されておませんが、万一そのような場合があれば、苦情に応じて直ちに調査をする体制を少なくとも法務省としてはやっておりますし、また、その私生活を害された方が警察等に苦情を申し述べれば、警察においても、先ほど先生のおっしゃられたような、民事関係だから不介入だという考え方は警察も最近はどうもいえないというように承知しておりますので、そのような形で違法な行為がなされれば適切な対応がとり得るのではないかと考えております。

○日野委員 一般の人々、それから企業、そういうところにとつてまず一番身近なのは警察です。そうすると、警察にこういう取り立てがありましてということをやつたら、警察がちゃんとそれを捜査するというシステムはでき上がっているんですか。大体は警察は、それは民事ですからよく話し合つて、これで終わります。このころは、警察の不祥事が言われるようになってから、よく話し合つてと言つたようになった。最初は、民事不介入、これで終わりだったんです。それだけの違いです。

そういうことがあつたら、その連絡は、警察がまずそれを受理して、法務省のどこになるか知りませんが、法務省にそれを通知して、法務省が係官を派遣して調査をする、そういうシステムはでき上がっているんですか、どうですか。

○房村政府参考人 具体的なシステムとしてでき上がっているという状況にはございませんが、法務省に苦情が寄せられた場合には法務省として対応しておりますし、警察から連絡があれば、それ

はその時点で当然法務省として対応することになると思っております。

○日野委員 いや、問題なのは、きちんと組織が機能をする、そういう制度的な担保が実際にあるということが必要なんであつて、私は特にこのサービサーなんかはそういうことがまず必要だと思ひます。私がさっき、やみの勢力を公認することになりやしないか、こう言つたのは、我々は金貸してはいない、我々はサービサーだ、そして乗り込まれたら、乗り込まれた先がどきどきすると思うんだね。ちゃんと法律にその根拠を持つてなうな感じになると、警察あたりが乗り込んできたような感じになるかもしれない。何か証票を、身分証明書みたいなものを持っていくんです。警察は警察手帳を持っている。余り違わないような感じもするの。

こういうところを、アメリカは個人が回収業をやれるようになっていらいしいが、非常に厳しい規制をやっているようですね。やはり、こういうサービサー法のようなものをつくるのであれば、そういうところまできちんとした気配りをした上でつくらぬといかぬです。私がさっき、この法律は随分乱暴な法律だということを申し上げましたけれども、一点、そういうところをきちっと配慮をするということが必要だということを、まず注意を喚起しておきたいというふうに思ひます。それから、特定金銭債権、これを売った場合の値段はだれが決めるんですか。また、回収の委託をした場合の手数料はだれが決めるんですか。

○山本(幸)議員 譲り受け価格等は、基本的には当事者同士の自由な契約によって決まるといふこととでございます。また、手数料についても、市場原理のもとで、サービサーと債権者との間で自由な契約によって決まる。

それは、具体的にはいろいろ考え方があつたようでありまして、債権データ管理等の管理手数料とか、あるいは回収額の一定割合で決める成功報酬等がありますけれども、個々の案件ごとによつて中身が違ひますので、これは、当事者同士

で、市場原理に基づいた自由契約で決まるということでございます。

○日野委員 私、いい資料をちょうだいしたんです、きのう、法務省の方から。そうしたら、とてもわかりやすい。許可会社数とか取扱債権額とか回収額とか、取扱債権件数を棒グラフで示してある。これはとてもいいなと思って見た。ただ、取扱債権額が平成十二年の十二月末で十九兆円、それから同じく十二月末で回収額が八千百億、こうなっていますね。非常にわかりやすい資料。それで、ちょっと私ばばと計算をしてみたいんですよ。計算をしてみたら、ざっと、もっと細かい数字まで言おうと思ったが、四％ぐらいなんです、回収可能は。

その中から手数料を払ったり、債権の買い取りの代金を払ったりするわけでしょう。そうすると、一体どのくらいが実際は回収として見込めているものなのか。平成十二年の四月二十四日で四十八社。それで割ってみると、さて、これはどれだけの人数を抱えて、どれだけの事務所を抱えて、どれだけの仕事ができるんだろう、こう思っちゃうんですね。まともなビジネスとしてこれはきちんとして伸びていくのかい、実はこういう疑問を持ちました。

そこで、債権の値段はどのくらいで、大体手数料というのはどのくらい取っているものなのか、わかったら言ってみてください。

○房村政府参考人 個々の手数料額とか債権をどのくらいの額で購入しているかということについては、今手元に資料がございませんし、調査も十分いたしております。

まず、先ほどの、取扱債権額が十九兆円で、それから回収額が八千百億、四％の回収率という点でございますが、これは取扱債権が十九兆で、取り扱った債権のうち現在までに回収した額が八千百億円ということでございますが、これを調査をした時期というのが、サービサーが営業を開始してからそれほど経過していないということ、そ

れから、債権のうちには一括して回収するものもありましょうし、長期分割して回収するものも当然あり得るわけでありまして、この十九兆の債権のうち八千百億円しか回収できなかったという形で回収率を計算するのは、必ずしも実態を反映しないのではないかと。まだまだ回収に本格的に着手していない債権もこの十九兆のうちの多く含まれていることは当然あり得る話でありますので。

現に、過去の記録を見ますと、平成十二年六月末の段階では、十三・六兆円で回収額は三千四百八十億円ということ、どう見ても四％には達していない、大分低いパーセントになっております。それから半年経過した時点で回収率は高くなっているわけでありまして、それは時間の経過とともに回収する債権額がふえていくことが当然見込まれますので、回収率については、現時点でこの数字をもとにして計算するのは必ずしも実態を反映しないのではないかと、こう思っております。

○日野委員 銀行系の系列のサービサーだとか、それからいろいろありますね、信託系の系列のサービサーだとか。これはきちんとしたルールをつくらないと、報酬基準とか売買の際の基準とか、それはいろいろ難しいことはあります。責任財産がどのくらいある企業がつぶれて、そこに対する債権の売買だとか、ある程度の基準をつくらないと、まさに恣意的に運用されてしまう。後でちょっと聞きますが、これは課税の関係なんかもあって、いいところ取りをされてしまう。その危険というのは大分あるなという危惧を私持っているのですが、これは提案者としてはどうお考えになっていきますか。

○山本(幸)議員 そういう考え方も当然あると思いますけれども、ただ、最近規制緩和の流れの中で、証券の手数料も自由化していく、銀行の金利も自由化というふうな、むしろ、そういうものは当局がこうしなさいというように決めるんじゃない

なくて、個々の実態を反映して、市場原理で、当事者同士の契約で決めていくことを認めようという流れが金融界全体の方向ではないかなというふうに思っております。それはやはり重要なことで、そこで競争が起こってくるということだと思えますので、私どもとしては、むしろ市場原理に任せた方がいいんじゃないかなという感じしております。

○日野委員 市場に任せるといっても、市場として全く未成熟です。成熟していない。それに、系列ごとにサービサーが存在しているというふうな状況で、果たしてこれが健全に運営されるかどうかということについて、私は非常に強い危惧を持っております。それから、税制上の問題についてちょっと、財務省からもおいでいただいておりますので、例えば、特定金銭債権が譲渡されたとする、その譲渡した方に対する税制上の処置はどうなるか。これは当然債権の問題が出てきますね。その場合の税制の取り扱いはどうなるか。

○村上政府参考人 お答えいたします。債権をサービサーに譲渡した場合の取り扱いでございますが、このようなケースは、一般的に、金銭債権を帳簿価格より低い価格で売る、そういうケースになるかと思えます。したがって、その譲渡価格と帳簿価格との差額は、その法人の譲渡損失になります。

○日野委員 それでは、買い受けた方に対して、サービサーに対しての税制上の処置はどうなりますか。

○村上政府参考人 特段サービサーだからという点ではないのですが、サービサーにとりましても債権の取得価格と譲渡価格がございますから、それがプラスになるかマイナスになるかによって、プラスになれば益金になりますし、マイナスになれば損金になるということだと思います。

○日野委員 簡単明瞭というか。

八
実際、平成十年ですか、債権放棄したときは無税償却を認めたということですが、じゃ、債権を売った方の企業にとっても無税で償却ということになりますか。

○村上政府参考人 お答えいたします。

償却という問題は、貸し倒れ損失の場合を償却と申し上げると思いますが、この場合、譲渡でございますから、譲渡損益の問題でございます。

何でもいんですが、当該法人がサービサーに売る。この値段は幾らかありますが、それは、通常、取得価格より下回った値段だと思えます。そういう債権でありますから。したがって、そういう場合は、通常は譲渡損失になっているかと思えます。若干、償却とは用語の使い方が違っております。

○日野委員 銀行なんかがこれを使って直接償却ということ、いろいろもろろんできていると思えますが、そちらの方は、私もこういう制度があればまあいいかというふうな感じは持っています。ただし、この制度は非常にいろいろ問題があるというふうに私は感じておりますので、はっきり言う、私個人としてはこの改正案はだめよと実は思っているんですが、党のいろいろな決め方もこれであり、そこはどうなるか。

それでは、最後に聞きますが、利息制限法との関係が書いてありますね。利息制限法の制限利息超過分の元本繰り入れ、これはちゃんとやるんですか。

○山本(幸)議員 御指摘のとおり、利息制限法の制限利息を超過する利息等の定めのある債権について、超過分の元本繰り入れというものは、これは最高裁の判例で既に認められておりまして、当然、サービサーが譲り受けた場合にも当てはまることとなります。

ただ、サービサーがこういう債権を譲り受けた場合にこれを請求するときは、改正案の第十八条第五項の適用を受けることとなりますので、適法利息に引き直した額しか請求はできないということでございます。

○日野委員 ちよつとよくわからなかった。

利息制限法適法利息でちゃんと清算をつける、
こういうことですね。調べてみたら、今まで取り
過ぎていた利息の部分、これは利息制限法よりも
はるかに多い、では、元本から減らしましょう、
元本を減らしましょうというところまでちゃんと
いくんですねということなんです。間違いありま
せんか。

○山本(幸)議員 御指摘のとおりです。

そういうふうにしちつと計算をし直す、そのた
めの資料をちゃんと持っておいて、検査したとき
にそれを示せる、それができなければそういうも
のは扱ってはならぬということでございます。

○日野委員 終わります。

○係利委員長 次回は、来る五日火曜日午前九時
五十分理事会、午前十時委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十四分散会

第一類第三号

法務委員会議録第十四号

平成十三年六月一日

平成十三年六月十二日印刷

平成十三年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B